



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課） 2
- 沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（行政管理課） 2
- 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課） 3
- 沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（科学技術振興課） 3
- 沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平和・男女共同参画課） 5
- 沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（福祉・援護課） 5
- 沖縄県介護保険審査会条例施行規則の一部を改正する規則（高齢者福祉介護課） 5
- 沖縄県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則（青少年・児童家庭課） 6
- 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則（障害保健福祉課） 9
- 沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（ものづくり振興課） 13
- 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（ものづくり振興課） 13
- 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（企業立地推進課） 14
- 沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（労政能力開発課） 14
- 沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例施行規則の一部を改正する規則（労政能力開発課） 15
- 沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（観光振興課） 15
- 万国津梁館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（観光振興課） 16
- 沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画・モノレール課） 16
- 訓 令
- 非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令（人事課） 16
- 病院事業局事項
- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程 17
- 教育委員会事項
- 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則 18
- 沖縄県社会教育委員会議規則の一部を改正する規則 20
- 沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部を改正する規則 21
- 人事委員会事項
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 21
- 平成26年4月1日及び平成27年4月1日における一般職員の昇給の号給数の特例に関する規則 22

- 災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則 23
- 非常勤職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 23
- 時間外勤務手当等の特例に関する規則の一部を改正する規則 24

規 則

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第18号

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第108号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第36条」を「第35条」に改める。

第14条第3項中「用務員」の次に「、農林水産技能員」を加える。

附則第2項及び第3項を次のように改める。

（昇給に関する経過措置）

2 第7条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の規定により現業職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、当分の間、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した現業職員の昇給の号給数を4号給（57歳を超える現業職員（以下次項において「昇給抑制年齢現業職員」という。）にあつては、2号給）とすることを標準として、次項に定めるものを除くほか、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成26年沖縄県人事委員会規則第12号。次項において「平成26年改正人事委員会規則」という。）附則第2項の適用を受ける一般職員の例により、決定するものとする。

3 前項の場合において、平成26年改正人事委員会規則附則第2項の規定に基づく平成26年4月1日及び平成27年4月1日における一般職員の昇給の号給数の特例に関する規則（平成26年人事委員会規則第13号）第2条第2項に規定する基準号給数は、人事委員会規則第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該現業職員が次の各号に掲げる現業職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

(1) 勤務成績が特に良好である現業職員 5号給以上（昇給抑制年齢現業職員にあつては、3号給以上）

(2) 勤務成績が良好である現業職員 4号給（昇給抑制年齢現業職員にあつては、2号給）

(3) 勤務成績が良好であると認められない現業職員 3号給以下（昇給抑制年齢現業職員にあつては、1号給以下）

別表第4用務員、農業技術補佐員、土木整備員、調理員及び介助員の項及び同表備考3中「用務員」の次に「、農林水産技能員」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第19号

沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年沖縄県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項及び2の項を削り、同表3の項中「第2条の表16の項」を「第2条の表9の項」に改め、同項を同表1の項とし、同項の次に次のように加える。

2 特例条例第2条の表30の項(10)に規定する調理師法(昭和33年法律第147号)の施行のための規則に基づく事務であって、別に規則で定めるもの	調理師法施行細則(昭和47年沖縄県規則第45号)第3条に規定する調理師試験受験願書の受理及び知事への送付に関する事務
3 特例条例第2条の表31の項(9)に規定する製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)の施行のための規則に基づく事務であって、別に規則で定めるもの	製菓衛生師法施行細則(昭和47年沖縄県規則第47号)第7条に規定する製菓衛生師試験受験願書の受理及び知事への送付に関する事務

第2条の表4の項中「第2条の表35の項」を「第2条の表39の項」に改め、同表5の項中「第2条の表36の項(2)」を「第2条の表40の項(2)」に改め、同表6の項中「第2条の表49の項(13)」を「第2条の表53の項(13)」に改める。

第3条第2号中「発給、記載事項の訂正」を「発給」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第20号

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県証紙条例施行規則(昭和48年沖縄県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「100分の3.15」を「100分の3.24」に改める。

別表第1項第10号を削り、同項第10号の2を同項第10号とし、同項第20号及び第21号を次のように改める。

20及び21 削除

別表第1項第140号を次のように改める。

140 削除

別表第30項第1号を削り、同項第1号の2を同項第1号とする。

第12号様式中「認定番号」を「調定番号」に、 $\frac{3.15}{100}$ 円を $\frac{3.24}{100}$ 円に改める。

第13号様式中「通り」を「とおりに」、 $\frac{3.15}{100}$ を $\frac{3.24}{100}$ に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1項第10号を削り、同項第10号の2を同項第10号とする改正規定及び同表第30項第1号を削り、同項第1号の2を同項第1号とする改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第21号

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成24年沖縄県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（附属設備等の利用料金の基準額）

第7条 条例別表の2の表及び3の表に規定する知事が定める額は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

1 附属設備利用料金

区分	品名	単位	基準額
会議室等	テレビ会議システム	1式1時間につき	2,100円
	プロジェクター（大）	同	370円
	プロジェクター（小）	同	190円

2 機械器具利用料金

区分	品名	単位	基準額
研究用機器	高速冷却遠心機	1式1時間につき	420円
	多本架冷却遠心機	同	220円
	超高速遠心機	同	1,010円
	オートクレーブ（100リットル）	同	330円
	大型恒温振とう培養機	同	310円
	自動培養装置	同	1,520円
	マイナス80度超低温フリーザー	同	130円
	マイナス150度超低温フリーザー	同	150円
	大型凍結乾燥機	同	370円
	中型恒温振とう培養機	同	110円
	大容量パラレル遠心エバポレーター	同	1,150円
	ドラフトチャンバー	同	580円
	ハイスループット遠心エバポレーター	同	530円
	分光光度計	同	180円
	小型自動分注器	同	710円
	正立蛍光顕微鏡	同	720円
	微量高速冷却遠心機	同	200円
	超高速液体クロマトグラフシステム	同	1,850円
	細胞解析装置	同	2,020円
	ケミルミ検出器	同	220円
	デジタルPCR	同	410円
	DNA断片化装置	同	310円
	マイクロプレートウォッシャー	同	220円
	マイクロチップ型電気泳動解析装置	同	270円
	パルスフィールド電気泳動装置	同	570円
	マイクロプレートリーダー	同	250円
	低圧クロマトグラフィ	同	460円
サーマルサイクラー	同	190円	
大型プリンター	B0サイズスタンダード普通紙	1枚につき	420円
	B0サイズプレミアム光沢紙	同	2,620円

B 1 サイズスタンダード普通紙	同	270円
B 1 サイズプレミアム光沢紙	同	1,360円
A 0 サイズスタンダード普通紙	同	370円
A 0 サイズプレミアム光沢紙	同	2,160円
A 1 サイズスタンダード普通紙	同	240円
A 1 サイズプレミアム光沢紙	同	1,130円

第2号様式(裏)中「施設」を「施設等」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第22号

沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年沖縄県規則第70号)の一部を次のように改正する。

別表中「510」を「520」に、「360」を「370」に、「720」を「740」に、「410」を「420」に、「1,030」を「1,050」に、「460」を「470」に、「2,570」を「2,640」に、「610」を「620」に、「2,060」を「2,110」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第23号

沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年沖縄県規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表中「400」を「410」に、500 を 510 に、「2,600」を「2,670」に、「1,600」を「1,640」に、「450」を「460」に、「1,250」を「1,280」に、「2,000」を「2,050」に、「690」を「700」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県介護保険審査会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第24号

沖縄県介護保険審査会条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県介護保険審査会条例施行規則(平成11年沖縄県規則第66号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条」を「第6条」に改める。

第5条中「福祉保健部高齢者福祉介護課」を「子ども生活福祉部高齢者福祉介護課」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第25号

沖縄県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県青少年保護育成条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第128号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第3号中「使つて」を「使って」に改める。

第7条第1号及び第8条第6項中「あつて」を「あって」に改める。

第10条の次に次の7条を加える。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明事項）

第10条の2 条例第18条の8第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることその他携帯電話端末等のインターネットに接続する機能を用いることにより、青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生ずること。
- (2) インターネットを不適切に利用することにより、青少年が違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあること。
- (3) 携帯電話インターネット接続契約による携帯電話インターネット接続役務の提供に合わせて携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供することができる青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスの内容
- (4) 保護者が青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）第17条第1項ただし書の規定による申出をするに当たっては、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、条例第18条の8第3項に規定する理由書を提出しなければならないこと。

（理由書等の保存）

第10条の3 条例第18条の8第5項の規定による保存の期間は、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続契約が終了し、若しくは解除された日又は当該携帯電話インターネット接続契約に係る青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間とする。

2 条例第18条の8第5項の規定による保存は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（公表）

第10条の4 条例第18条の8第7項の規定による公表は、沖縄県公報への登載その他知事が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 条例第18条の8第6項の規定による勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 勧告の内容
- (3) 公表の理由
- (4) その他知事が必要と認める事項

（意見を述べる機会の付与）

第10条の5 条例第18条の8第8項の規定による意見を述べる機会（以下「意見陳述の機会」という。）の付与は、知事が口頭による意見陳述を認めた場合を除き、公表に係る者が、意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出して行うものとする。

- 2 公表に係る者は、意見陳述を行うときは、証拠書類等を提出することができる。
- 3 知事は、意見陳述の機会を付与するときは、意見書の提出期限（口頭による意見陳述を認めたときは、その日時。以下同じ。）の2週間前の日までに、公表に係る者に対し、意見陳述通知書（第11号様式）により通知しなければならない。
- 4 前項の通知を受けた者（以下「当事者」という。）は、やむを得ない理由がある場合には、知事に対し、意見書の提出期限の変更を意見陳述期日変更申出書（第12号様式）により申し出ることができる。

5 知事は、前項の規定による申出により、又は職権により、意見書の提出期限を変更したときは、当事者に対し、意見陳述期日変更通知書（第13号様式）により通知しなければならない。

（代理人）

第10条の6 当事者は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、意見陳述に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当事者は書面でその旨を知事に届け出なければならない。

（口頭による意見陳述の記録）

第10条の7 知事は、口頭による意見陳述を認めたときは、その指名する職員に意見陳述を記録させなければならない。

2 前項の規定により意見陳述を記録する者（以下「意見記録者」という。）は、当事者又はその代理人が口頭による意見陳述をしたときは、意見陳述調書（第14号様式）を作成し、これに記名押印しなければならない。

3 意見記録者は、口頭による意見陳述の終結後速やかに、意見陳述調書を知事に提出しなければならない。

（意見書の不提出等）

第10条の8 知事は、当事者が正当な理由がなく意見書の提出期限までに意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述の日時に当事者若しくはその代理人が出頭しない場合には、改めて意見陳述の機会を付与することを要しない。

第11条第1号中「福祉保健部」を「子ども生活福祉部」に改める。

第12条中「第11号様式」を「第15号様式」に改める。

第6号様式から第8号様式までの規定中「あつて」を「あつて」に改める。

第10号様式中「あつたことを知った」を「あつたことを知った」に改める。

第11号様式中「立ち入つて」を「立ち入って」に、「あつて」を「あつて」に、「あつた」を「あつた」に改め、同様式を第15号様式とし、第10号様式の次に次の4様式を加える。

第11号様式（第10条の5関係）

意見陳述通知書											
	第 号 年 月 日										
殿	沖繩県知事 印										
<p>沖繩県青少年保護育成条例第18条の8第8項の規定により、意見を述べる機会を付与しますので、意見がある場合には、下記の期日までに意見書を提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">意見書の提出期限</th> <th style="text-align: center;">年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>意見書の提出先</td> <td>〒900—8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖繩県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課</td> </tr> <tr> <td>予定される公表の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>根拠となる条例の条項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公表の原因となる事実</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		意見書の提出期限	年 月 日	意見書の提出先	〒900—8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖繩県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課	予定される公表の内容		根拠となる条例の条項		公表の原因となる事実	
意見書の提出期限	年 月 日										
意見書の提出先	〒900—8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖繩県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課										
予定される公表の内容											
根拠となる条例の条項											
公表の原因となる事実											

注意事項

1 代理人を選任することができます。意見書提出期限までに代理人の住所、氏名、年齢及び職業並

- びに本人との関係を記載した委任状を提出してください。
- 2 代理人は、意見陳述に関する一切の行為をすることができます。
 - 3 代理人がその資格を失ったときは、代理人を選任した者が書面でその旨を届け出なければなりません。
 - 4 証拠書類等を添付することができます。
 - 5 やむを得ない理由がある場合には、意見書の提出期限の変更を申し出ることができます。
 - 6 知事が認めたときは、意見書の提出に代えて口頭で意見陳述を行うことができます。
 - 7 正当な理由がなく意見書の提出期限までに意見書を提出しない場合又は口頭による意見陳述の日時に出頭しない場合には、意見の陳述を行ったものとみなします。
- 連絡先 沖縄県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課 (電話) 098-866-2174

第12号様式 (第10条の5 関係)

意見陳述期日変更申出書	
	年 月 日
沖縄県知事 殿	住所 氏 名 印 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕 電話番号
変更を申し出る理由	
提出期限の希望年月日	年 月 日

第13号様式 (第10条の5 関係)

意見陳述期日変更通知書	
	第 号 年 月 日
殿	沖縄県知事 閣
年 月 日付け 第 号で通知した意見書の提出期限を次のとおり変更したので通知します。	
変更後の意見書	年 月 日

の 提 出 期 限

注意事項

- 1 代理人を選任することができます。意見書提出期限までに代理人の住所、氏名、年齢及び職業並びに本人との関係を記載した委任状を提出してください。
- 2 代理人は、意見陳述に関する一切の行為をすることができます。
- 3 代理人がその資格を失ったときは、代理人を選任した者が書面でその旨を届け出なければなりません。
- 4 証拠書類等を添付することができます。
- 5 やむを得ない理由がある場合には、意見書の提出期限の変更を申し出ることができます。
- 6 知事が認めたときは、意見書の提出に代えて口頭で意見陳述を行うことができます。
- 7 正当な理由がなく意見書の提出期限までに意見書を提出しない場合又は口頭による意見陳述の日時に出頭しない場合には、意見の陳述を行ったものとみなします。

○連絡先 沖縄県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課 (電話) 098—866—2174

第14号様式 (第10条の7 関係)

意見陳述調書

意見記録者 職名
氏名

印

- 1 意見陳述の件名
- 2 意見陳述の日時及び場所
- 3 意見陳述に出頭した当事者及びその代理人の氏名又は名称及び住所
- 4 当事者及びその代理人の意見陳述の要旨
- 5 証拠書類等の目録
- 6 その他参考となるべき事項

附 則

この規則は、平成26年 7月 1日から施行する。ただし、第11条第 1号の改正規定は、平成26年 4月 1日から施行する。

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第26号

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

(沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第1条 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年沖縄県規則第58号)の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 共同生活介護(第27条―第31条)」を「第7章 削除」に、「第58条」を「第58条の4」に、「第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例(第60条)」を「第15章 削除」に改める。

第14条第1項第2号中「、又は」を「又は」に、「次に掲げる基準を満たすために必要な数」を「アからエまでに定める数」に改め、同号ア中「平均障害程度区分(厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法)」を「平均障害支援区分(厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法)」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に、「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

第21条第1項第2号中「指定共同生活介護事業者、」を削り、「又は指定共同生活援助事業者(以下この章において「指定共同生活介護事業者等」を「指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(以下この章において「指定自立訓練(生活訓練)事業者等」に改め、同号アを次のように改める。

ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練(生活訓練)(省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。)、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助(以下この章において「指定自立訓練(生活訓練)等」という。)を提供する時間帯 指定自立訓練(生活訓練)事業所等(当該指定自立訓練(生活訓練)事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。)の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

第21条第2項第2号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練(生活訓練)事業者等」に改め、同号ア中「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練(生活訓練)等」に、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等」に改め、同条第3項第1号中「、指定共同生活介護事業所」を削り、「指定共同生活援助事業所」を「指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」に改め、同号ア中「、指定共同生活介護」を削り、「指定共同生活援助」を「指定共同生活援助、外部サービス利用型指定共同生活援助」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 削除**第27条から第31条まで 削除**

第40条の次に次の1条を加える。

(利用者負担額に係る管理)

第40条の2 条例第157条の2第1項及び第2項に規定する規則で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第百八十四条において準用する同令第二十二条及び第百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等(平成18年厚生労働省告示第553号。以下「指定基準第七十一条等で定める告示」という。)に規定する者とする。

第42条第1項中「第149条」を「第159条」に改め、同条第2項を削る。

第48条第2項中「第23条及び第131条」を「第157条の2第1項及び第2項」に改める。

第56条第1項第1号中「10」を「6」に改め、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下この号において「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

第57条を次のように改める。

（設備）

第57条 条例第198条第8項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とするができる。

(2) 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

2 条例第198条第9項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 入居定員を1人とする。

(2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

(3) 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第57条の次に次の2条を加える。

（利用者負担額等の受領）

第57条の2 条例第198条の4第3項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

(1) 食材料費

(2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者を支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

(3) 光熱水費

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

（サービス管理責任者の責務）

第57条の3 条例第198条の6の規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

(4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

第58条に見出しとして「（準用）」を付し、同条中「、第13条、第29条及び第30条」を「及び第13条」に、「第190条」を「第201条」に改め、「、第29条中「第130条」とあるのは「第201条において準用する条例第130条」と、第30条中「第133条」とあるのは「第201条において準用する条例第133条」を削り、第13章中同条の次に次の3条を加える。

（従業者の配置の基準）

第58条の2 条例第201条の4の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で

除した数以上

(2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(準用)

第58条の3 第57条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第58条の4 第11条、第13条、第40条の2、第57条の2及び第57条の3の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第11条中「第60条第9項」とあるのは「第201条の12において準用する条例第60条第9項」と、第13条中「第77条第2項」とあるのは「第201条の12において準用する条例第77条第2項」と、同条第1号中「第60条第1項」とあるのは「第201条の12において読み替えて準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の12において準用する条例第55条第1項」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第201条の12において準用する条例第67条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の12において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号中「第78条」とあるのは「第201条の12」と、第40条の2中「第157条の2第1項及び第2項」とあるのは「第201条の12において準用する条例第157条の2第1項及び第2項」と、第57条の2中「第198条の4第3項」とあるのは「第201条の12において準用する条例第198条の4第3項」と、第57条の3中「第198条の6」とあるのは「第201条の12において準用する条例第198条の6」と読み替えるものとする。

第15章を次のように改める。

第15章 削除

第60条 削除

附則第2項中「この条」を「この項」に改め、同項第1号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「イからハまで」を「アからウまで」に改める。

附則第4項中「指定共同生活援助事業者」を「指定共同生活援助事業者等」に、「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業等」に、「第28条（第57条）」を「第57条（第58条の3）」に改める。

附則第5項中「第27条」を「第56条」に改める。

附則第6項中「第28条（第57条）」を「第57条（第58条の3）」に、「第28条第2号」を「第57条第1項第2号」に改める。

(沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第2条 沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号イ中「平均障害程度区分（厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法）」を「平均障害支援区分（厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法）」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に、「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

(沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第3条 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第3号ア中「平均障害程度区分（厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法）」を「平均障害支援区分（厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法）」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に、「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

第15条第8項に次のただし書を加える。

ただし、宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない

場合は、この限りでない。

第25条第3項中「第11条第1項第2号イ及びエ、第6項並びに」を「第11条第1項第2号エ及び」に改める。

附則第2項第1号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

(沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第4条 沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号イ中「平均障害程度区分（厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法）」を「平均障害支援区分（厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法）」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に、「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第27号

沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成10年沖縄県規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表中「650円」を「1,000円」に、「260円」を「400円」に、「160円」を「240円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第28号

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年沖縄県規則第50号）の一部を次のように改正する。

別表の1中「390円」を「400円」に、「440円」を「450円」に、「690円」を「700円」に改め、同表の2中「2,940円」を「2,960円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「860円」を「880円」に、

「 蛍光分光光度計	同	600円	を
「 蛍光分光光度計	同	610円	に、「910円」を「930円」

に、「1,120円」を「1,130円」に、「2,960円」を「3,040円」に、「1,800円」を「1,850円」に、「1,210円」を「1,220円」に、「850円」を「870円」に、「650円」を「660円」に、「2,890円」を「2,970円」に、「2,790円」を「2,800円」に、「690円」を「700円」に、「2,520円」を「2,530円」に、「7,730円」を「7,950円」に、「7,020円」を「7,210円」に、「5,640円」を「5,730円」に、「2,830円」を「2,840円」に、「1,840円」を「1,860円」に、「1,870円」を「1,880円」に、「470円」を「480円」に、

「 | | |

抽出装置（高速攪拌タンク）	同	600円	を
抽出装置（高速かくはんタンク）	同	610円	に、「2,710円」を「2,750円」

に、「1,910円」を「1,950円」に、「2,290円」を「2,330円」に、「430円」を「440円」に、「2,700円」を「2,740円」に、「2,030円」を「2,060円」に、「2,160円」を「2,220円」に、「820円」を「840円」に、「450円」を「460円」に、「800円」を「820円」に、「1,530円」を「1,560円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「1,670円」を「1,710円」に、「570円」を「580円」に、「750円」を「770円」に、「1,470円」を「1,500円」に、「1,600円」を「1,630円」に、「3,790円」を「3,890円」に、「2,250円」を「2,310円」に、「2,220円」を「2,280円」に、「1,450円」を「1,490円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第29号

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和63年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表の3の表中「18,000円」を「18,500円」に、「200円」を「210円」に改め、別表の4の表に次のように加える。

真空熱処理炉使用料	1式1時間につき	4,850円
3次元測定機使用料	1式1時間につき	3,040円
複合加工機使用料	1式1時間につき	3,940円
ダイカストマシン使用料	1式1時間につき	4,650円

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第30号

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立具志川職業能力開発校の項中

電管施工科	2年	30
自動車整備科	2年	20

を

「自動車整備科 2年 20」に、

建設機械整備科	1年	10
メディア・アート科	1年	10

を

「

メディア・アート科	1年	10
-----------	----	----

」に改め、同表沖縄県立浦添職業能力開発校の項中

「

建設機械整備科	1年	10
---------	----	----

」を「

建設機械整備科	1年	20
---------	----	----

」に改める。

別表第2 沖縄県立具志川職業能力開発校の項中 「

建設機械整備科	1年	20
---------	----	----

」を

「

建設機械整備科	1年	25
設備システム科	1年	25

」に、「販売実務科」を「総合実務科」に、「40時間」を「13

日」に改め、同表沖縄県立浦添職業能力開発校の項中 「

建設機械整備科	1年	20
エクステリア科	1年	20

」を

「

エクステリア科	1年	20
---------	----	----

」に改める。

別表第3中「840円」を「860円」に、「730円」を「740円」に、「520円」を「530円」に、「680円」を「690円」に、「470円」を「480円」に改める。

第1号様式の2中「販売実務科」を「総合実務科」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第31号

沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県職業訓練指導員免許申請等手数料条例施行規則（平成12年沖縄県規則第109号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「16,500円」を「17,900円」に改め、同項第2号中「11,000円」を「11,900円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第32号

沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年沖縄県規則第87号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「30,000」を「30,850」に、「25,000」を「25,710」に、「23,000」を「23,650」に、「17,000」を「17,480」に、「9,000」を「9,250」に、「18,000」を「18,510」に、「コンデンサ型マイク」を「コンデンサー型マイク」に、「1,000」を「1,020」に、「900」を「920」に、「ステレオコンデンサマイク」を「ステレオコンデンサーマイク」に、「2,000」を「2,050」に、「600」を「610」に、「800」を「820」に、「1,500」を「1,540」に、「10,000」を「10,280」に、「2,500」を「2,570」に、「5,500」を

「5,650」に、「3,000」を「3,080」に、「500」を「510」に、「ローア
 ホリゾンライト」を「ローアホリゾンライト」に、「8,500」を「8,740」に、「700」を「720」に、「6,
 000」を「6,170」に、「3,500」を「3,600」に、「4,000」を「4,110」に、「400」を「410」に、「43,00
 0」を「44,220」に、「7,000」を「7,200」に、「37,000」を「38,050」に、「5,000」を「5,140」に、
 「4,500」を「4,620」に改める。

別表第2中「17,000」を「17,480」に、「13,000」を「13,370」に、「1,000」を「1,020」に、「600」
 を「610」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

万国津梁館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第33号

万国津梁館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

万国津梁館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年沖縄県規則第88号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「47,000」を「48,340」に、「40,000」を「41,140」に、「7,000」を「7,200」に、「9,00
 0」を「9,250」に、「15,000」を「15,420」に、「1,200」を「1,230」に、「600」を「610」に、「1,80
 0」を「1,850」に、「30,000」を「30,850」に、「29,000」を「29,820」に、「14,000」を「14,400」に、
 「2,000」を「2,050」に、「1,500」を「1,540」に、「1,000」を「1,020」に、「900」を「920」に、
 「5,000」を「5,140」に、「27,000」を「27,770」に、「6,000」を「6,1
 70」に、「3,000」を「3,080」に、「500」を「510」に、「2,500」を「2,570」に、「6,500」を「6,680」
 に、「50,000」を「51,420」に、「10,000」を「10,280」に改める。

別表第2中「1,000」を「1,020」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第34号

沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県都市公園条例施行規則（昭和53年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「使用料」を「利用料金の基準額」に改める。

別表中「1,030円」を「1,050円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

訓 令

沖縄県訓令第49号

知 事 部 局

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1行政職給料表の項中「810円」を「870円」に、「950円」を「1,020円」に、「930円」を「1,000円」に、「900円」を「970円」に改め、同表教育職給料表(1)の項中「1,220円」を「1,310円」に改め、同表研究職給料表の項中「810円」を「870円」に改め、同表医療職給料表(2)の項中「910円」を「980円」に、「歯科衛生士」を「獣医師にあつては1,280円、歯科衛生士」に、「840円」を「900円」に改め、同表医療職給料表(3)の項中「910円」を「980円」に、「1,120円」を「1,210円」に、「1,070円」を「1,150円」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

病 院 事 業 局 事 項

沖縄県病院事業局管理規程第5号

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年 3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第11条第2項」を「第10条第2項」に改める。

第8条中「第12条」を「第11条」に改める。

第9条中「第13条」を「第12条」に改める。

第10条中「第14条」を「第13条」に改める。

別表第1中「96,000円」を「126,000円」に、「48,000円」を「63,000円」に、「26,250円」を「27,000円」に、「31,500円」を「32,400円」に、「52,500円」を「54,000円」に、「第11条第2項」を「第10条第2項」に、「第11条第3項」を「第10条第3項」に、「3,150円」を「3,240円」に、「14,700円」を「15,120円」に、「10,500円」を「10,800円」に、「7,350円」を「7,560円」に、「5,250円」を「5,400円」に、「2,625円」を「2,700円」に、「特別室D 1,575円」を「特別室D 1,620円」に、「100分の105」を「100分の108」に、「598円」を「615円」に、

1	県立北部病院	1,575円	を
1	県立北部病院	3,240円	に、「1,050円」を「1,080円」

に、「105,000円」を「108,000円」に、「15,750円」を「16,200円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「遺伝子カウンセリング料」を「遺伝カウンセリング料」に、

死体冷蔵庫使 用料	1日につき	1,575円	を
--------------	-------	--------	---

死体冷蔵庫使 用料	1日につき	1,620円
--------------	-------	--------

に、

「70円」を「72円」に改める。

別表第2中「4,200円」を「4,320円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「210円」を「216円」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

教育委員会事項

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県教育委員会

委員長 宮 城 奈 々

沖縄県教育委員会規則第4号

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（免除又は減額の対象）

第2条 授業料及び受講料（第4号に掲げる者においては、転学又は転籍の届出書を提出した月の授業料及び受講料に限る。以下「授業料等」という。）の免除を受けることができる者は、次項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）の収入の状況に照らして、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者が、保護者等の失職、倒産などの家計急変により、就学支援金の支給を受ける資格について認定される者の収入の状況と同等となり、授業料等の納付が困難となった者
- (2) 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）第29条第2項の留学の許可を受けた者
- (3) 高等学校に在学した期間が通算して36月（定時制課程においては48月）を超える者のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項に定める者に該当しない者
- (4) 就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を受けた者で、月の途中で沖縄県立高等学校以外から転学又は転籍した者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育上特に免除の必要があると認める者

2 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し、又は修了した者（以下「既卒者」という。）であって、授業料等の免除又は減額を受けることができる者は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受ける者と同一世帯内にある者。ただし、生業扶助として高等学校等就学費を受給している者を除く。
- (2) 前号に掲げる者のほか、著しく生活困難な者の子弟
- (3) 災害、傷病、失業、営業不振その他の理由により著しく生活困難となった者の子弟
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童福祉施設に入所している者
- (5) 沖縄県立高等学校管理規則第29条第2項に規定する留学の許可を受けた者

(6) 前各号に掲げる者のほか、経済的事情その他の理由により教育上特に免除又は減額の必要があると認める者

第13条を第16条とし、第10条から第12条までを3条ずつ繰り下げる。

第9条の2中「授業料の」を「授業料等の」に、「第2条各号又は第3条各号」を「第2条第1項各号若しくは同条第2項各号又は第4条各号」に、「授業料免除・減額・徴収猶予取消報告書」を「授業料等免除・減額・徴収猶予取消報告書」に改め、同条を第12条とする。

第9条中「授業料」を「授業料等」に、「当該年度限りとし、徴収の猶予の期間は、3月を超えないもの」を「当該年度限り」に改め、同条に次の2項を加える。

2 授業料等の徴収の猶予は3月を超えないものとする。

3 第4条第2号に掲げる者においては、前項の規定にかかわらず、就学支援金等の認定のあった月の翌月まで猶予する。

第9条を第11条とする。

第8条第1項中「授業料の」を「授業料等の」に改め、同条第2項中「授業料の」を「授業料等の」に、「者」を「者（第4条第2号に掲げる者を除く。）」に、「授業料徴収猶予願」を「授業料等徴収猶予願」に改め、同条第3項中「第3条各号」を「第4条第1号又は第3号」に改め、同条第4項中「授業料徴収猶予決定通知書」を「授業料等徴収猶予決定通知書」に、「授業料徴収猶予報告書」を「授業料等徴収猶予報告書」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第4条第2号に掲げる者においては、第2項から前項までの規定にかかわらず、授業料の徴収の猶予を許可したものとする。

第8条を第10条とする。

第7条第2号中「授業料」を「授業料等」に改め、同条を第9条とする。

第6条第1項中「前条」を「第6条又は前条」に、「授業料の」を「授業料等の」に、「授業料減免承認通知書」を「授業料等減免承認通知書」に改め、同条第2項中「授業料減免決定通知書」を「授業料等減免決定通知書」に改め、同条第3項中「第2条第1号」を「第2条第2項第1号」に、「授業料」を「授業料等」に改め、同条第4項中「授業料の」を「授業料等の」に、「授業料減免決定通知書」を「授業料等減免決定通知書」に、「授業料免除決定報告書」を「授業料等免除決定報告書」に改め、同条を第8条とする。

第5条の見出し中「免除」を「既卒者の免除」に改め、同条第1項中「授業料」を「第2条第2項の規定により授業料等」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、第2条第2項第1号又は第4号に該当する者は第2号の書類の提出を、第2条第2項第5号に該当する者は第1号及び第2号の書類の提出を要しない。

第5条第1項第3号中「第2条各号又は第3条各号」を「第2条第2項各号」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 校長は、前項の規定による書類を受理した場合は、必要事項を調査の上、第2条第2項第2号、第3号又は第6号のいずれかに該当するときは、次の各号に掲げる書類を、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 授業料等減免承認申請書（第3号様式）

(2) 授業料等減免調書（第4号様式）

第5条第3項及び第4項中「授業料」を「授業料等」に改め、同条を第7条とする。

第4条中「授業料」を「授業料等」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（免除の申請手続）

第6条 第2条第1項の規定により授業料等の免除を受けようとする者は、その保護者等と連署した申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。ただし、第2条第1項3号及び第4号に該当する者は第2号の書類の提出を、第2条第1項第2号に該当する者は第1号及び第2号の書類の提出を要しない。

(1) 市町村民税所得割額を証明するに足りる書類

(2) 家計急変等の事由を証明するに足りる書類

2 校長は、前項の規定による書類を受理した場合は、必要事項を調査の上、次の各号に掲げる書類を沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(1) 授業料等減免承認申請書（第3号様式）

(2) 授業料等減免調書(第4号様式)

3 前2項の授業料等の免除の申請手続は、原則として、毎年度学年始めに教育委員会が定める日までに行うものとする。

4 前項の規定によるほか、年度の途中において授業料等の免除の必要がある場合は、そのつど、第1項及び第2項による手続をしなければならない。

第3条の見出し中「減額又は徴収」を「徴収」に改め、同条中「授業料の減額又は」を「授業料等の」に改め、同条第2号中「前号」を「前2号」に、「減額又は徴収」を「徴収」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 就学支援金等を申請した者

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(就学支援金等の代理受領)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者の授業料等は、県が受給権者に代わって就学支援金等を代理で受領し、その有する当該受給権者の授業料等に係る債権の弁済に充て、受給月における納入があったものとみなす。

(1) 法第4条の規定により法第3条第1項に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を受けた者

(2) 高等学校を中途退学し、再び高等学校に再入学する場合、国の支援制度より補助事業の対象となった者

第3条の2を削る。

第1号様式中「第5条関係」を「第6条、第7条関係」に、「授業料減免申請書」を「授業料等減免申請書」に、「授業料の」を「授業料等の」に改める。

第2号様式中「第5条関係」を「第7条関係」に改める。

第3号様式中「第5条関係」を「第6条、第7条関係」に、「授業料減免承認申請書」を「授業料等減免承認申請書」に、「授業料の」を「授業料等の」に、「定時」を「定時(通信)」に改める。

第4号様式中「第5条関係」を「第6条、第7条関係」に、「全・定の別」を「全・定・通の別」に改める。

第5号様式中「第6条関係」を「第8条関係」に、「授業料減免承認通知書」を「授業料等減免承認通知書」に、「授業料減免承認申請」を「授業料等減免承認申請」に改める。

第6号様式中「第6条関係」を「第8条関係」に、「授業料減免決定通知書」を「授業料等減免決定通知書」に、「授業料減免申請」を「授業料等減免申請」に改める。

第6号様式の2中「第6条関係」を「第8条関係」に、「授業料免除決定報告書」を「授業料等免除決定報告書」に、「授業料の」を「授業料等の」に改める。

第7号様式中「第8条関係」を「第10条関係」に、「授業料徴収猶予願」を「授業料等徴収猶予願」に、「授業料の」を「授業料等の」に、「授業料徴収」を「授業料等徴収」に改める。

第8号様式中「第8条関係」を「第10条関係」に、「授業料徴収猶予決定通知書」を「授業料等徴収猶予決定通知書」に、「授業料猶予願い」を「授業料等猶予願い」に改める。

第9号様式中「第8条関係」を「第10条関係」に、「授業料徴収猶予報告書」を「授業料等徴収猶予報告書」に、「授業料徴収」を「授業料等徴収」に改める。

第10号様式中「第9条の2関係」を「第12条関係」に、「授業料免除・減額・徴収猶予報告書」を「授業料等免除・減額・徴収猶予報告書」に、「授業料の」を「授業料等の」に改める。

第11号様式中「第10条関係」を「第13条関係」に、「第10条の」を「第13条の」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県社会教育委員会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県教育委員会

委員長 宮 城 奈 々

沖縄県教育委員会規則第5号**沖縄県社会教育委員会議規則の一部を改正する規則**

沖縄県社会教育委員会議規則（昭和48年沖縄県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
第1条中「第6条」を「第7条」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県教育委員会

委員長 宮 城 奈 々

沖縄県教育委員会規則第6号**沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部を改正する規則**

沖縄県立博物館・美術館管理規則（平成19年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に、「1,000円」を「1,030円」に、「600円」を「620円」に、「200円」を「210円」に、「700円」を「720円」に、「1,250円」を「1,290円」に、「400円」を「410円」に、「500円」を「510円」に、「アッパーホリゾンライト」を「アッパーホリゾントライト」に、「800円」を「820円」に、「1,400円」を「1,440円」に、「1,100円」を「1,130円」に、「5,000円」を「5,140円」に、「630円」を「650円」に、「830円」を「850円」に、「190円」を「200円」に、「340円」を「350円」に、「170円」を「180円」に、「160円」を「170円」に、「180円」を「190円」に、「710円」を「730円」に、「880円」を「910円」に、「590円」を「610円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 事 項

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第12号**初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則**

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第35条第1項に規定する特定職員」を「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（第34条第1項に規定する職員を除く。）又は同条第2項に規定する職員」に改める。

第33条中「第35条及び第36条」を「第35条」に改める。

第35条の見出し中「特定職員の」を削り、同条第1項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（前条第1項に規定する職員を除く。）又は同条第2項に規定する職員（以下この条及び次条において「特定職員」という。）を条例第7条第3項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該」を削り、「特定職員」を「職員」に改め、同条第2項中「特定職員の」を「職員の」に改め、同項第1号中「特定職員に」を「者に」に、「特定職員（」を「職員（」に、「特定職員及び」を「職員及び」に、「特定職員を」を「職員を」に改め、同項第2号中「特定職員」を「職員」に改め、同条第3項中「特定職員」を「職員」に改め、同条第4項中「特定職員の給与条例」を「条例」に、「特定職員昇給号給数表」を「昇給号給数表」に改め、同条第5項中「特定職員又は」を「者又は」に、「特定職員の」を「者

の」に、「特定職員に」を「職員に」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「特定職員」を「職員」に改める。

第36条を次のように改める。

第36条 削除

別表第1アの表備考中「県民生活統括監、福祉企画統括監」を「生活企画統括監、子ども福祉統括監」に改める。

別表第7の2を次のように改める。

別表第7の2 (第35条関係)

昇 給 号 給 数 表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8以上	6	4 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの又は第34条第2項の適用を受ける職員にあつては、3)	2	0
	2以上	1	0	0	0

備考 この表に定める上段の号給数は条例第7条第5項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(昇給の号給数の特例)

2 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(第34条第1項に規定する職員を除く。)又は同条第2項に規定する職員以外の職員を沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号)第7条第3項の規定による昇給(第37条又は第38条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、別に定める。

平成26年4月1日及び平成27年4月1日における一般職員の昇給の号給数の特例に関する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第13号

平成26年4月1日及び平成27年4月1日における一般職員の昇給の号給数の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成26年沖縄県人事委員会規則第12号)附則第2項の規定に基づき、平成26年4月1日及び平成27年4月1日における一般職員の昇給の号給数の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成26年4月1日及び平成27年4月1日における一般職員の昇給の号給数の特例)

第2条 平成26年4月1日及び平成27年4月1日において、一般職員を沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。)第7条第3項の規定による昇給(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号。以下「初任給等規則」という。))第37条又は第38条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数(同項において「基準号給数」という。)とする。ただし、前年の昇給日後に新たに職員となった一般職員又は同日後に初任給等規則第22条第3項、第25条第2項(第27条において準用する場合を含む。)若しくは第41条の規定により号給を決定された一般職員の昇給の号給数は、基準号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数

を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める一般職員にあっては、人事委員会の定める号給数）とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

- (1) この項ただし書の規定による号給数が零となる一般職員
 - (2) 次項第3号に掲げる一般職員で各任命権者が昇給させることが相当でないと認めるもの
- 2 一般職員の基準号給数は、初任給等規則第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。
- (1) 勤務成績が特に良好である一般職員 5号給以上（給与条例第7条第5項の規定の適用を受ける職員（以下この項において「昇給抑制年齢職員」という。）にあっては、1号給以上）
 - (2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給（昇給抑制年齢職員にあっては、零）
 - (3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下（昇給抑制年齢職員にあっては、零）
- 3 人事委員会の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間における3月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他人事委員会の定める一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。
- 4 第1項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は初任給等規則第24条に規定する異動をした一般職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
- 5 第2項第1号に掲げる一般職員に該当するものとして決定する一般職員の昇給の号給数の合計は、各任命権者が人事委員会と協議して定めるものとする。

（補則）

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第14号

災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則

災害派遣手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「又は新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施」を「、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施又は復興計画の作成等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

非常勤職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第15号

非常勤職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

非常勤職員の給与に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「乗じたもの」を「乗じたものから7時間45分に18を乗じたものを減じたもの」に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

時間外勤務手当等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第16号

時間外勤務手当等の特例に関する規則の一部を改正する規則

時間外勤務手当等の特例に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

(1) 初任給調整手当、特勤勤務手当、へき地手当及び農林漁業普及指導手当（以下この号において「初任給調整手当等」という。）については、次に掲げる額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額（以下「第1号算定基礎額」という。）に別表1に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額

ア イからエまでに掲げる職員以外の職員 初任給調整手当等の月額

イ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。） 初任給調整手当等の月額に沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

ウ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。） 初任給調整手当等の月額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

エ 育児休業法第18条第1項又は沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。） 初任給調整手当等の月額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
--	--